

制 定 昭 和 56 年 4 月 1 日
最近改正 平成 19 年 6 月 1 1 日

鶴 見 防 犯 協 会 会 則

鶴 見 防 犯 協 会

鶴見防犯協会会則

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条

この会は、鶴見防犯協会（以下「本会」という。）と称し、事務局を鶴見交通安全協会内に置く。

(目的)

第2条

本会は、区民と警察の相互理解と協力により、自主防犯思想の普及徹底及び防犯対策を行うとともに、少年の非行防止と健全育成を図り、もって犯罪のない明るい町づくりに寄与することを目的とする。

第二章 事 業

(事業の種別)

第3条 本会は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防犯思想の普及宣伝に関する事項
- (2) 防犯対策の調査研究並びに実施に関する事項
- (3) 防犯設備の拡充強化に関する事項
- (4) 犯罪の予防検挙の協力援助に関する事項
- (5) 少年の非行防止並びに保護育成に関する事項
- (6) 防犯功労者の表彰に関する事項
- (7) その他防犯に必要な事項

第三章 会則及び組織構成

(会員)

第4条 本会の会員は、一般会員、特別会員及び特別賛助会員とする。

2. 会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 一般会員は、区内に居住する者で第2条の目的を理解し、これに協力する者
- (2) 特別会員は、区内の法人、各種団体のうち第2条の目的を理解し、これに協力するとともに本会の経費を分担拠出するもの
- (3) 特別賛助会員とは、上記以外の者のうち第2条の目的を理解しこれに協力するとともに協力費を負担するもの

(構成)

第5条 本会は、次の部及び会をもって構成する。

- (1) 総務部
- (2) 地域防犯部
- (3) 事業場防犯部
- (4) 特設防犯部
- (5) 暴力排除対策部
- (6) 女性部

- (7) 少年補導員連絡会
- 2 各部に部長及び副部長を置く。
- 3 部の下部組織して支部を置く。
- 4 少年補導員連絡会に関する事項は、別に定める。

(各部の分掌事項)

第6条 各部の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
人事、関係機関・団体との連絡調整、防犯功労者の表彰その他事務一般に関する事項
- (2) 地域防犯部
自主防犯思想の啓発指導、防犯施策の調査研究、相互防犯組織の拡充強化その他犯罪の予防に関する事項
- (3) 事業場防犯部
工場、事業場における防犯思想の普及徹底、互助防犯の確立、青少年の保護育成その他犯罪の予防に関する事項
- (4) 特設防犯部
各業種の態様に応じた防犯思想の啓発指導、業種別互助防犯組織の拡充強化、暴力の排除、少年の保護育成に関する事項
- (5) 暴力排除対策部
暴力排除思想の普及徹底その他暴力排除全般に関する事項
- (6) 女性部
家庭防犯、互助防犯思想の普及、女性団体との連絡協調その他女性防犯一般に関する事項

第四章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 部長 若干名
- 副部長 若干名
- 会計 若干名
- 監事 若干名

(役員を選任)

第8条 前条の役員を選任は、次により行う。

- (1) 会長は、総会において選任する。
- (2) 副会長は、支部長会において選出し、会長が委嘱する。
- (3) 総務部、暴力排除対策部、女性部の各部の部長及び副部長並びに会計及び幹事は、会長が副会長と協議して定め、これを委嘱する。
- (4) 地域防犯部、事業場防犯部、特設防犯部の各部の部長及び副部長は、

それぞれの所属支部長が互選した者を会長が委嘱する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
ただし、次期役員が選任されるまでは、前任者がその職務を続行するものとする。
- 2 前項の役員は、再任または兼任を妨げない。

(役員任務)

- 第10条 会長は、本会を代表して会務を総括し、会議を主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 部長は、第6条に掲げる分掌事項を処理するとともに、会長の命を受け専門事項について会長を補佐する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 会計は、本会の会計を処理する。
- 6 監事は、本会の経理を監査する。

第五章 諮問機関

(顧問及び相談役等)

- 第11条 本会に顧問、相談役、幹事及び参与を置く。
- 2 顧問は鶴見警察署長とする。
- 3 名誉顧問は、本会の運営に功労のあった者の中から会長がこれを委嘱する。
- 4 相談役及び幹事は、役員会に諮り会長がこれを委嘱する。
- 5 参与は、鶴見警察署生活安全課長、防犯係長とする。

(顧問及び相談役等の任務)

- 第12条 顧問及び参与は、本会の運営について会長の諮問に応じる。
- 2 相談役及び幹事は、会長の相談に応じる。

第六章 会議

(会議)

- 第13条 本会の会議は、総会、役員会、支部長会及び部会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

- 第14条 総会は、1年1回開催し、必要あるときは役員会の承認を経て臨時に開催することができる。
- 2 総会は、役員、支部長、支部役員、特別会員及び特別賛助会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 会長の選任
- (2) 年度事業計画及び予算

- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成し、必要のつど開催する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会の運営に関する重要事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(支部長会及び部会)

第16条 支部長会は、会長、副会長及び支部長を、部会は、その部に属する支部長及び支部役員をもって構成し、具体的な防犯活動事項について審議する。

(議決)

第17条 各会議は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

(会長専決)

第18条 臨時緊急の必要があつて会議を開くいとまのないときは、会長の専決によって処理することができる。この場合、すみやかに会議で承認を求めるものとする。

第七章 支 部

(支部の設置及び呼称)

第19条 第5条第3項の規定による支部は、次のとおりとする。

- (1) 地域防犯部は、委員組織とし、おおむね小学校区単位に置き小学校名を冠して呼称する。
 - (2) 事業場防犯部は、地域防犯部の支部の編成に準じて設置する。
 - (3) 特設防犯部の支部は、各事業種別組合を単位として置き、それぞれ業種名を冠して呼称する。
- 2 支部にそれぞれ支部長を置く。

(支部長の選任)

第20条 支部長は、それぞれの支部において選出し、会長がこれを委嘱する。

(支部長の任務)

第21条 支部長は、会長の提案事項を審議し、議決した事項を下級組織に伝達してその徹底をはかり、実践活動について支部を統括する。

(地域支部の組織)

第22条 地域防犯部の各支部ごとに、防犯活動の拠点として、おおむね町会又は自治会単位に「防犯相談センター」を置く。

2 防犯相談センターの地域内に、おおむね隣保単位に「防犯相談所」を、必要地域に「暴力排除連絡所」を置く。

(地域支部の細則等)

第23条 地域支部の役員並びに防犯センター、防犯相談所、暴力排除連絡所(以下「防犯委員」という。)の選任方法、任務及び支部の運営方法等については、本会則に準じて定めるものとする。

2 前項により選任された防犯委員は、会長が役員会の同意を得てこれを委嘱する。

3 防犯委員の任期は2年とし、再任又は兼任を妨げない。ただし、補欠された委員に任期は、前任者の残任期間とする。

(事業場防犯部、特設防犯部の規定)

第24条 事業場防犯部及び特設防犯部の運営についての規定は、本会則に準じて定めるものとする。

第八章 会 計

第25条 本会の必要な経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 特別賛助会員の協力費
- (4) 寄付金
- (5) その他雑収入

2 会費については、役員会において別に定める。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(総会の認証及び報告)

第27条 会長は毎年会計年度開始前に予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。

2 会長は、毎年会計年度終了後速やかに収支決算を行い、総会に報告しなければならない。

第9章 慶弔見舞基準

第28条 (弔意)

会長及び警察署長名で以下の通りに弔意を表する。

1 役員が死亡したとき

香典(5,000円)と柩または供養花

- 2 役員の配偶者及び同居の一親等が死亡したとき
 香典（3,000 円）と柩または供養花
- 3 上記以外の防犯委員が死亡したとき
 弔電

第 29 条（見舞い）

役員等が 3 週間以上入院したとき、5,000 円相当の見舞いをする

第 30 条（弔意事項の連絡）

各支部長は第 28 条及び第 29 条の基準に該当する事項について、事務局に連絡するものとする。

第 31 条

この内規の改廃は役員・支部長会議の決定によって行う。

第 10 章 雑 則

（会則の改正）

第 32 条 この会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の決議により改正することができる。

（帳簿等）

第 33 条 本会に次の帳簿等を備え付ける。

- （1） 会員名簿
- （2） 役員名簿
- （3） 会議録
- （4） 金銭出納簿
- （5） 証ひょう書類等
- （6） その他必要な簿冊

（職員）

第 34 条 本会の事務を処理するため、若干名の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が委嘱する。

（除名）

第 35 条 本会の会員で、会員として不適當な事由を生じたときは、役員会の決議により除名することができる。

（付則）

- 1 この会則は、昭和 56 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 役員及び委員の任期については、昭和 56 年度に限り 1 年とする。
- 3 この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日一部改正
 平成 13 年 9 月 28 日一部改正
平成 19 年 6 月 11 日一部改正